

第六十号

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正について

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部を改正する条例

徳島県高等学校修学等支援基金条例（平成二十一年徳島県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

- 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

対象事業の一部が平成二十五年度で終了することに伴い、及び使途の厳格化に基づく国からの返還の要請があつたことに鑑み、徳島県高等学校修学等支援基金について国に返還する場合に処分することができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。